

宮崎県庁地球温暖化対策実行計画

当初策定	平成12年10月
一次改訂	平成18年 3月

I 当初計画について

1 計画策定の趣旨

- 平成11年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）において、地方公共団体は「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」の策定が義務付けられた。
- 本県では、平成12年10月に「宮崎県地球温暖化対策実行計画」（以下「当初計画」という。）を策定し、県自らの事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの排出を抑制するため、県の全機関を挙げて省資源・省エネルギーやごみの減量化等に努めてきた。
- 当初計画の策定から5年以上経過し、京都議定書目標達成計画が策定されるなど社会情勢も変化したため、現況を踏まえた実効性のある計画に見直しを行い、地球温暖化対策をより一層推進するものである。

2 当初計画の取組状況

(1) 主な取組状況

取組内容	取組成果	備考
① 節電の推進	H10比 +8.7%（電気使用量）	取組強化
② 燃料使用量の削減	H10比 A重油+6.2%、ガソリン+5.9%、軽油+8.4%	取組強化
③ 節水の推進	H10比 ▲20.4% 自動水栓及びトイレ擬音装置取付、漏水点検徹底によるもの	成果あり
④ 廃棄物の減量	H10比 ▲61.8%（可燃ごみ） 個人用ごみ箱の撤去、用紙の裏面利用等によるもの	成果あり
⑤ 用紙類使用量の削減	H15比 ▲9.4% 両面コピー・印刷、裏面利用によるもの	取組継続
⑥ グリーン購入の推進	H16グリーン購入実施率 89.6%（単価契約物品のみ100%）	取組継続
⑦ 低公害車の導入	H16低公害車導入率 61.4%（警察・特殊車両除く） 公用車（警察・特殊車両を除く。）のうち低公害車の割合 29.5%	取組強化
⑧ 職員の環境保全活動	マイカー実施率 70.6%、通常日比 +12.5%（H16平均）	取組継続

※ ③～⑤、⑧は、本庁舎周辺部局のみの取組成果

(2) 温室効果ガス排出量

- 平成16年度の温室効果ガス排出量は52,837トンで、平成10年度（当初計画の基準年度）比で4%増加した。
- 当初計画では「平成16年度までに平成10年度比で温室効果ガス排出量を6%削減」という目標を掲げ取り組んできたが達成されなかった。主な要因として、庁舎の新・増改築に伴う床面積の増加及びOA機器の普及等による電気・燃料使用量（電気8.7%、A重油6.2%、ガソリン5.9%）の増加が挙げられる。

- ISO対象所属である本庁舎周辺部局においては、職員の環境保全行動の向上に伴い、温室効果ガス排出量は平成10年度比で4.3%減少している。

	H10 (基準)	H12	H13	H14	H15	H16
排出量 (トン)	50,813	52,410	52,712	51,314	50,712	52,837
平成10年度比	—	+3.1%	+3.7%	+1.0%	-0.2%	+4.0%

II 改訂計画について

1 改訂計画の概要

(1) 基本的な考え方

- 温室効果ガス削減目標の達成に向け、省エネルギーを主とする新たな取組を設定するとともに、当初計画で取組不十分な項目については、引き続き重点的に取り組む。
- 環境基本総合計画に掲げる、県庁自らの環境負荷低減のための率先行動を推進するため、職員の環境配慮意識の向上を図り、自発的な環境保全行動を促進する。
- 取組の継続的な改善を図るため、定期的な点検体制を確立する。

(2) 基本的事項

- 計画の期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間とし、数値目標の基準年度は平成16年度とする。
- 計画の対象とする温室効果ガスは、当初計画と同じく、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及び代替フロンとする。
- 計画の対象範囲は、当初計画と同じく、本庁及び出先機関を含めた県の全ての機関に係る事務及び事業とする。

2 取組内容

(1) 具体的な取組内容

① グリーン購入の推進

低公害車の率先導入、間伐材等製品の利用促進、省エネルギー型機器の導入、環境保全型事務用品の購入、再生紙の購入及び利用促進、代替フロンの代替物質を使用した製品等の購入、購入時の過剰包装の見直し

重点取組1	低公害車の率先導入
取組内容	公用車の新規購入及び更新に当たっては、より環境への負荷の少ない車両の導入に努めるため、低公害車（低燃費車かつ低排出ガス車）の年間導入率を70%以上とする（警察・特殊車両を除く。）。
重点取組2	間伐材製品の利用促進
取組内容	間伐材を原料とした製品の利用を促進する。

② オフィス活動における環境配慮

パソコン電源の適正管理、待機時消費電力の削減、照明時間の短縮、エネルギー使用量の抑制、公用車の効率的な使用、用紙類使用量の抑制、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進、水使用量の抑制

重点取組3	パソコン電源の適正管理
取組内容	昼休みや会議等で長時間（約1時間を目安）使用しない時は、パソコンの主電源オフを徹底する（デスクトップパソコンはディスプレイ電源を含む。）。
重点取組4	待機時消費電力の削減
取組内容	テレビ、ビデオ、パソコンの待機時消費電力の削減を図るため、省エネコンセントの設置及び最終退庁者の主電源オフの確認を徹底する。
重点取組5	照明時間の短縮
取組内容	昼休み時間の定時消灯、水曜日午後6時以降の一斉消灯、時間外勤務時の間引き消灯の徹底を図る。

③ 県有施設の建築、維持管理における環境配慮

E S C O事業の導入、冷暖房温度の適正管理、既存建築物における省エネルギー・省資源対策、設計及び施工における配慮、解体及び廃棄における配慮

重点取組6	E S C O事業の導入
取組内容	「宮崎県E S C O事業導入基本方針」に基づき、導入効果の高い県有施設へのE S C O事業の導入を、1年に1事業着手を目標に、積極的に進める。
重点取組7	冷暖房温度の適正管理
取組内容	冷房時28℃、暖房時19℃を目安に、全庁的に冷暖房温度の適正管理をより一層徹底する。

④ 職員の環境保全活動の実践

ノーマイカーデーの推進、省エネ家計簿の実践、ボランティア活動等への参加

重点取組8	ノーマイカーデーの推進
取組内容	毎週水曜日は、通勤時のマイカー使用及び出張時の公用車を控え、自転車や徒歩、公共交通機関への利用転換に努める。
重点取組9	省エネ家計簿の実践
取組内容	「環境みやざき推進運動」の取組の一環として節電等の省エネ活動に取り組むとともに、「省エネ家計簿」の記入により取組状況を把握することで、地球にやさしいライフスタイルへの転換に努める。

⑤ 県民・事業者等への協力要請

- 指定管理者及び県有施設を委託管理する受託者に対する温室効果ガス排出抑制
- エコアクション21認証取得の促進
- 自動販売機の設置及び更新時における省エネ型機器（ピークカット機能等）の導入
- 会議等での来庁者に対するマイカー使用の自粛
- 庁舎敷地内を利用する貨物車等へのアイドリングストップ

(2) 「水曜日は地球にやさしい行動の日」の設定

地球温暖化防止を始めとする環境に配慮した行動に全庁を挙げて取り組むとともに、職員一人ひとりの自発的な環境保全活動の一層の推進を図るため、毎週水曜日を「地球にやさしい行動の日」に設定する。

① 一斉消灯デー

水曜日は、原則として午後6時以降は一斉消灯する。

② ノーマイカーデー

水曜日は、通勤時のマイカー使用及び出張時の公用車使用を控え、自転車や徒歩、公共交通機関への利用転換に努める。

③ 省エネ点検デー

水曜日は、日常の省エネ活動等に関する取組について自己点検を行う。また、各所属の環境保全推進員は、「地球にやさしい行動の日」の取組状況について点検する。

3 温室効果ガス削減目標

これまでの取組実績を踏まえ、温室効果ガスの削減が見込める下表に掲げる取組の削減量に基づき、基準年度の平成16年度温室効果ガス排出量(52,837トン)を平成22年度までに2.4%(1,268トン)以上の削減を目標値に設定する。

取組内容	温室効果ガス削減目標量
ESCO事業の導入	819トン
公用車における低公害車の率先導入	122トン
冷暖房温度の適正管理	211トン
パソコン電源の適正管理	8トン
待機時消費電力の削減	11トン
照明時間の短縮	84トン
その他の取組(省エネ機器への更新等)	13トン
計	1,268トン

4 推進・点検体制等

(1) 推進・点検体制

- 本庁周辺部局が認証取得しているISO14001(県庁環境マネジメントシステム)による推進・点検体制を活用する。
- 総務課、営繕課及び環境森林課職員で構成する「エコオフィス指導員」を設置し、取組内容に関する指導、相談を行う。

(2) 職員に対する研修、情報提供等

- 事務局は、環境保全推進員を対象に、本計画の推進に関する研修会を開催する。
- 環境保全推進員は、本計画の取組を推進するための所属内研修を年1回開催する。
- 事務局は、地球温暖化等の環境保全に関する職員の意識向上を図るため、講演会等への積極的な参加と、全庁掲示板、庁内誌及びパンフレット等による情報提供に努める。

○ 事務局は、職員から本計画の推進に資する具体的な取組提案（ECO アイディア）を募集し、実行可能なものを積極的に実践する。

(3) 点検・評価

本計画に掲げる具体的な取組状況や、温室効果ガス削減目標の達成状況を把握するため、定期的に点検及び評価を行う。

(4) 見直し

当該年度の取組結果ならびに社会情勢の変化等により、必要に応じて取組内容や目標値等の見直しを行う。

(5) 取組状況の公表

計画の取組結果（温室効果ガス排出量、電気・燃料使用量等）については、県のホームページ等により、毎年度公表を行う。

